

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議

H26.7 審議のまとめのポイントについて

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂）について

- ・ 平成23年度、背景調査の枠組みや実施例を「調査の指針」として策定し、通知
- ・ その後、指針が各地で運用される中で、調査委員会の在り方や、得られた情報の取扱い等、共通の課題も見られた
- ・ また、平成25年にいじめ防止対策推進法が成立し、重大事態への対処について規定された
- ・ これらを踏まえ、平成25年度より、指針の見直しを検討した

< 改訂版指針における調査の流れ >**< 基本調査 >**

- 自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの
- 設置者の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校を想定。
→ 遺族との関わり・関係機関との協力等／指導記録等の確認／全教職員からの聴き取り 等

< 詳細調査への移行の判断 >

- 設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断する。この際、第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい
- 全件移行することが望ましいが、難しい場合は、少なくとも次の場合に詳細調査に移行する
 - ア) 学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合
 - イ) 遺族の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合
- 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、改めて遺族に詳細調査の実施を提案することも考えられる
- 調査組織が平常時から設置されていないような場合には、組織立ち上げには相応の時間を要することが多く、アンケート調査や聴き取り調査の実施の時機を逸する可能性もある。このため、移行の判断にあわせて、アンケート調査や聴き取り調査を、調査組織による詳細調査に先行して、緊急的に実施するかどうかを判断する

< 詳細調査 >

- 基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行う、より詳細な調査。事実関係の確認のみならず、自殺に至るまでの過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す。調査の主体は、学校又は学校の設置者が考えられるが、公立学校にあっては、特別の事情がない限り、学校の設置者が主体となる
- 自殺に至る過程や心理の検証には高い専門性が求められることから、中立的な立場の外部専門家が参画した調査組織で「詳細調査」を実施すべき。この調査組織の構成は、職能団体等からの推薦によるなど、公平性・中立性を確保することが必要

【詳細調査の実施】

- ・ 調査組織の設置・調査の計画・調査実施（アンケート調査・聴き取り調査等）／自殺に至る過程や心理の検証と再発防止・自殺予防への提言／報告書のとりまとめと遺族等への説明／調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用 等

※ 自殺の事実を在校生に伝えての調査は、遺族の了解、児童生徒・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることが前提。

< 見直しのポイント >

1. 背景調査の手順を整理し直し、実施主体を明確化

- ・ 学校が全ての事案で必ずすべき情報収集・整理を「基本調査」とし、外部の専門家を加えた調査組織による調査を「詳細調査」とする
- ・ 「詳細調査」に移行するかどうかの判断は、学校の設置者が行う

2. 詳細調査は、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行うと整理

- ・ 従来の指針では、調査委員会を設置しない形での「詳しい調査」の実施がありうるとしていたが、改訂版では、外部専門家を加えた調査組織によるものとした
- ・ 調査組織の構成の在り方について、従来の指針では詳細な記載はなかったが、改訂版では、中立的な組織とするため、職能団体等の推薦等によって人選すること等を記載した
- ・ いじめ防止対策推進法に基づく組織がある場合には、その組織の活用も有効であるとした

3. アンケート調査の実施と得られた資料の遺族等への提供について整理

- ・ 改訂版では、アンケート調査の実施に際しての具体的な記載を充実した
- ・ 例えば、アンケート調査で得た情報の扱いは、調査実施より前に遺族と相談し、扱いを決めた上で子供や保護者に協力を求める必要がある。このため改訂版では、遺族に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、具体的な取扱い方針（どのような情報をいつ提供できるのか等）を必ず事前に検討し、遺族に説明するとしている

4. 遺された者の心のケアと調査の関係について新たに解説

- ・ 自殺が起きた後には、原因を単純化して自分や他人を責めるなど、周囲の人々（子供）の心と体に様々な反応が現れうる。従来の指針では、ともすれば調査の実施が優先され、子供の心理面への配慮との関係がわかりにくいという課題があった
- ・ 改訂版では、調査においても心のケアの観点を持ち、配慮の必要な関係者には関係機関と連携してケアをすること等について解説している

5. いじめ防止対策推進法との関係

- ・ この指針は、いじめが疑われるかどうかに関わらず、自殺事案全件を対象としている。全件への調査の中で、いじめが疑われる状況になった場合には、いじめ防止対策推進法に基づく対応が必要となるため、改訂版の指針は、各手順で、いじめが疑われる場合の措置についても示すなど、いじめ防止対策推進法を踏まえた対応を整理している

6. 背景調査の目的は、あくまで自殺の予防であることを再度確認すると共に、報告書においては、調査の結果を踏まえて、児童生徒を直接対象とする自殺予防教育の実施を含めた再発防止策を明記する必要性を強調している。